

社会福祉法人 邦友会
おおたわらマロニエデイケアサービス運営規程
(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人邦友会が開設する「おおたわらマロニエデイケアサービス」(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員及び理学療法士又は作業療法士(以下「医師等」という。)が、要介護度状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所に携わる医師等は、利用者の心身の状況等を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称並びに所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : おおたわらマロニエデイケアサービス
- (2) 所在地 : 栃木県大田原市北金丸 2600 番地 8

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、介護予防と兼務する。

- (1) 管理者 1 名
管理者はデイケアサービスの職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、医療・福祉事業との連携を図る。
- (2) 医 師 1 名以上
- (3) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員 5 名以上
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員は医師の指示及び通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- (4) 前号のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2 名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は医師の指示及び通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき利用者のリハビリテーション訓練を行う。
- (5) 事務職員 1 名

(営業日及び営業時間)

第5条 デイケアサービスの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜から土曜日とする。ただし、日曜日および 12 月 31 日から 1 月 3 日は休業とする。
- (2) 営業時間 : 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分とする。

(利用定員及び利用時間)

第6条 事業所の利用定員は、85名とする。うち、長時間利用の定員を70名とし、利用時間は8時30分から16時30分とする。また、半日間利用の定員を1単位あたり15名とし、利用時間は次のとおりとする。

- ① 9時00分から12時00分 ② 13時00分から16時00分

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大田原市(旧黒羽町、旧湯津上村を含む)とする。

(当事業所の内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 事業所の行う事業内容は次のとおりとする。

(1) リハビリテーション

(2) 入浴サービス

(3) 食事サービス

(4) 送迎サービス

(5) 生活相談

(6) 介護予防サービス(運動器の機能向上、口腔機能の向上)

(7) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項

2 指定介護予防通所リハビリテーションにおける運動器の機能向上、口腔機能の向上については、国内外の文献において有効性が確認されている等の適切なものとする。

3 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスを行っているときは、その1割又は2割もしくは3割の金額を負担する。

4 前条に定める通常事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、当事業所から概ね1kmあたり22円(片道)を徴収する。

5 食費は、昼食1食あたり630円とする。

6 オムツやリハビリパンツなどは家族が用意することを基本とするが、事業所のオムツを使用する場合は、実費を徴収する。ただし、標準的な仕様以外のものを提供した場合は、別に定める額を徴収する。

7 事業所が必要とするその他指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションに提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要と認められる費用は、その実費を徴収する。

8 前項の費用及び利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその保証人に対して、事前に当該サービス内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が事業所のサービスの提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

(1) 法人の運営規程に従うこと

(2) 職員の指示・指導に従うこと

(3) 個人行動をとらないこと

(4) 他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動を行わないこと

(5) 通所中に医療機関等への受診する場合には、ご家族に対応していただくこと

(緊急時等における対応方法)

第10条 医師等は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保証人及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、適切な対応を講じることとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備え非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

(個人情報利用についての同意)

第12条 事業所は、サービスを実施する際に必要となる利用者の個人情報について、サービス担当者会議や居宅介護支援事業者などに個人情報を提供又は用いる場合には、あらかじめ利用者本人もしくは、保証人に対し書面での同意を求め承諾を得ることとする。

(苦情について)

第13条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情・要望を受け付ける窓口を設け、迅速にかつ適切に対応し、解決にあたる委員会を設置し、苦情解決の処理を講じることとする。また、苦情解決にあたっては、利用者の権利を擁護し介護サービスが適切に実施され、サービスの質の向上につながるよう苦情解決に努める。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、介護サービスの提供中に事故が発生した場合には、利用者の家族や保証人等に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

第16条 事業所は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

- 4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
- 5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(衛生管理等)

- 第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人邦友会と通所リハビリテーション部門の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。